

措置状況一覧表

平成23年度監査テーマ：情報通信関連事業及び情報通信システムについて

項目	指摘及び意見	講じた措置
ホームページ作成システム	<p>特定業者が既存システムの運用を現に担い、同システムのプログラムソースに熟知していることを理由として、一者随意契約の方式を採った以上、契約後に業務追加を理由とした契約金額の変更がなされることは好ましい事態とはいえない。</p>	<p>平成24年度における契約の仕様については、様々な角度から検討、十分な精査を実施したものである。 また、委託契約においては、平成23年度に引き続き契約金額の削減を達成できている。 なお、今後も、契約当時に予測可能な業務の追加による契約金額の増加が発生しないように努める。</p>
	<p>新システムは、フルオープンソースシステムとして開発され、入札に先立つ平成22年3月23日にプログラムソースについて公開されているものの、結果からすれば、広く入札に参加可能な状況を形成したとは評価できない。オープンソースで開発した目的（競争の実現によるコスト削減）を達成すべく、入札に先立って公開されたプログラムの内容が十分であったか、他社の参加を妨げたものは何であったのか、といった点について十分な検証を行い、今後の入札に生かしていくことが求められる。</p>	<p>平成24年度においても「オープンソースJoruri公式サイト」や各種の説明会をはじめとする様々な機会を通じ「Joruri CMS」を広く周知しているところであり、その結果、県内外での利用実績も平成24年2月1日から平成24年4月27日までの間に57団体から70団体へと増加しているところである。 今後もさらなる認知度の向上に努めるとともに、次回の入札時には入札公告期間を長めに設定するなどの工夫を図りたいと考えている。</p>
人事管理システム	<p>本システムは、基本的には他の都道府県、市町村等との共同開発、共同利用等を検討する余地も存在すると考えられ、将来に向けた検討が必要である。</p>	<p>今後見込まれる本システムの再構築の際には、他の自治体との共同利用やオープンソース系システムによる構築を検討する。</p>
	<p>運用・保守契約について、開発業者以外の業者に運用・保守業務を委託することができないのか、再度具体的に検証する必要がある。仮に、開発業者のみと一者随意契約を繰り返すことがやむを得ないのであれば、契約金額の最大限の削減に努力すべきである。</p>	<p>本システムは、開発業者が著作権を有するソフトウェアが機能の大部分を担っているため、他の事業者がプログラムを修正することは不可能であることから、現行システムを利用する限りにおいては、開発業者との一者随意契約はやむを得ない。 ただし、平成24年度の運用・保守契約においては、職員の自助努力によるQA・トラブル対応の回数の見直しや不要不急のカスタマイズ作業の見直し等に努めた結果、契約金額を平成23年度と比較して2割削減した。</p>
	<p>作業時間の積算根拠について、実績報告書から確認できる限りでいえば、積算内容と実績が大きく乖離している。必要な作業時間を精査し、委託金額の積算内容を根本的に見直す必要がある。</p>	<p>現状の実績報告書では、システムエンジニアが人事課等で作業した実績のみが報告されており、社内においてプログラムを変更するために要した日数が含まれていないため、作業時間の積算根拠と実績報告書が乖離していた。 平成23年度契約の実績報告書から、システムエンジニアが運用保守委託契約に基づき実際に作業に要した日数の実績報告書を提出させるとともに、その実績を踏まえた検証を行い、平成24</p>

		年度の契約では作業時間の積算根拠を見直した。
物品管理システム	結果的に開発業者に委託せざるを得ない結論に至るとしても、それが真にやむを得ない理由によるものか否かについて、システムの内容や開示公表できるプログラム情報等を考慮の上、具体的に検討がなされるべきである。また、全体の中の一部に緊急性の高い重要なシステムが含まれるような場合、直ちにシステム全体について厳重な運用・保守契約を締結するのではなく、その重要部分のみを切り離れた契約をすることを検討したり、重要部分については不具合による一時的な停止等に備えた代替措置を講じたりすることでの対処を検討すべきである。	物品等管理・車両管理・公有財産管理の三システムについて保守委託を契約しているが、システムの安定稼働を図るため、開発業者に保守業務を委託することとしたところである。 今後、システムを更新するにあたっては、プログラム情報の開示等も考慮しながら、最適な契約となるよう努めていく。
	作業時間の積算根拠については、疑問がないとはいえ、また報告書面から確認できる限りでいえば、上記積算内容と実態とは、大きく乖離している。こうした事態を招いたのには、安易に一者随意契約の方式を採用していることに一要因があると考えられるが、その点を措くとしても、必要な作業時間を精査し、委託金額の積算内容を根本的に見直すことが求められるといえる。	作業報告書等から必要な作業時間の精査に努めて、平成25年度以降の業務委託内容の検討に活用する。
出退表示システム	既存システムの機能拡張によりシステム改修を行うことはコスト低減の手法として有用であるが、その際、既存システムの開発・導入業者以外にも門戸が開かれるよう工夫が図られるべきであり、競争が成立しない状況でシステム改修を行うことは可能な限り避けるべきである。	各種システムの開発や改修に際しては、その諸条件に鑑み、当該システムの改修及び運用を通じて最もコスト低減が図られるよう、手法や業者選定の在り方について十分検討した上で取り組む。
	技術上の理由から開発・導入業者が限定されるときでも、システム上必要な機器については入札を行うことも検討するなど、可能な限り調達に価格競争を取り入れるべきである。	システム上必要な機器の調達に際しては、その諸条件に鑑み、可能な限り入札を行うことも検討する。
県税トータルシステム	他の都道府県、市町村等との共同開発、共同利用等を検討する余地も存在すると考えられ、将来に向けた検討が必要である。	各自治体において、既に税務電算処理システムが稼働しており、共同開発等の実現には、各自治体で稼働するシステムの更新時期が合致する必要があることなどから、自治体間の意思統一は非常に困難である。 次期システム開発時には、共同開発、共同利用等が可能な自治体の調査などについて検討する。
	運用・保守契約について、開発業者以外の業者に運用・保守業務を委託することができないのか、再度具体的に検証する必要がある。仮に、開発業者のみと一者随意契約を繰り返すことがやむを得ないのであれば、契約金額の最大限の削減に努力すべきである。	税務電算処理においては、毎年度、税制度改正に伴うシステム改修があるとともに、緊急対応、トラブル発生時の迅速な対応など、システムの安定稼働が、適正な税務事務や県民サービスの基本となることから、システム仕様を熟知する開発業者以外に運用・保守業務を委託することは困難である。 契約金額についても、平成24年度以降も引き続き、運用・保守業務の点検を行い、削減に努める。 また、次期システム開発時には、ベンダーロックインの解消に

		向けたオープンなシステムの採用などについて研究する。
	運用・保守契約について、業務の一部を再委託している点につき、再委託内容を詳細かつ個別に文書として把握し、特定の業者と随意契約を継続する理由が正当なものであるか、契約を分割することにより契約金額を減額できないか検討する必要がある。	平成24年度からは、再委託内容を詳細かつ個別に文書として提出させることとした。 県税トータルシステムは、全ての県税を扱う大規模な税務電算処理システムであり、安定稼働のためには、委託先のシステム対応能力が最優先され、再委託先にも、それに準ずる税知識等が要求される。 この再委託を含めた運用・保守体制は、システムの詳細仕様を熟知し、マネジメント能力を有する委託先を「運用管理責任者」とすることにより、安定稼働が図られていることから、緊急対応、トラブル発生時の迅速な対応などに支障を来す分割契約を採用することは困難である。 なお、当該再委託は国の再委託基準を踏襲しており、期待された契約金額の削減効果も実現している。
徳島県電子申告審査システム	今後、国主導型のシステム導入が進められることがあるならば、今回のケースを参考に他の自治体と連携する等の手法により、契約金額の減額に取り組むべきである。	地方税の電子申告システムは、国主導型で進められ、他の自治体と連携することにより、システム改修費等の削減が図られたシステムである。 このシステムでは、全ての自治体の申告窓口を全国一箇所とする「受付システム」等は共同システムであるが、申告処理件数など、各自治体の実情に応じた「審査システム」は費用対効果の面から、提示された仕様に則した個別の構築となったものである。 電子申告の導入当時は、本県専用の「審査システム」を構築せざるを得なかったものの、平成22年度から、複数のベンダーが都道府県に対するASP型審査システムの提供を開始したことから、本県においてもASPサービスを導入し、契約金額の減額に努めているところである。
	現状では本システムの利用度が高いとはいえない。意見聴取、周知の徹底等により、利用度の向上に努めるべきである。	平成24年度以降も引き続き、利用率向上に向け、各税務署主催の「電子申告・納税システム推進委員会」や関係団体である税理士会、青色申告会、法人会等への協力依頼を行うとともに、ホームページ、「地方税のしおり」及び法人県民税等の申告書送付時におけるPRチラシによる周知広報に努める。
自動車二税課税システム	運用・保守契約について、開発業者以外の業者に運用・保守業務を委託することができないのか、再度具体的に検証する必要がある。仮に、開発業者のみと一者随意契約を繰り返すことがやむを得ないのであれば、契約金額の最大限の削減に努力すべきである。	税務電算処理においては、毎年度、税制度改正に伴うシステム改修があるとともに、緊急対応、トラブル発生時の迅速な対応など、システムの安定稼働が、適正な税務事務や県民サービスの基本となることから、システム仕様を熟知する開発業者以外に運用・保守業務を委託することは困難である。 契約金額についても、平成24年度以降も引き続き、運用・保守業務の点検を行い、削減に努める。 また、次期システム開発時には、ベンダーロックインの解消に向けたオープンなシステムの採用などについて研究する。

	現状の委託業務内容を十分に把握し、担当課において処理可能な業務がある場合は、担当課において作業することにより委託金額の削減を図るべきである。	平成24年度以降、処理可能な業務について調査を行うこととした。
給与システム	今後、オープンソース系システムの開発の動向を注視し、常に再開発の検討をすべきである。再開発に至るまでの間は、複数年契約も視野に入れるべきである。	当該システムは、平成22年度にハードウェアの更新を行ったところであり、現時点での再開発の可能性は低いが、今後ともオープンソース系システムの開発動向を注視するとともに、複数年契約も含めたコスト低減の方策を検討する。
	再開発においては、給与の制度改変によって、できる限り委託費の増加に繋がらないようなシステムを検討すべきである。	再開発の際は、想定される給与制度改変にもできる限り柔軟に対応できるシステムの構築を目指す。
電子決裁システム、 文書管理システム	本システムは、一定の有効性を有するものと期待されるが、今後なお、業務コスト削減効果の達成状況につき、具体的に検証すべきである。	電子決裁・文書管理システムは平成22年10月から運用を開始しており、そのシステム導入に伴う業務コストの削減効果を、運用開始次年度の平成23年度実績データを用いて検証を行った。 具体的には、対象業務について、作業量を実績データからABC分析（活動基準原価計算）により測定し、システム導入前と後の合計作業量を比較することにより、効果の推定を行った。 この結果、電子決裁・文書管理システムは、年間約6,300万円分、約7人分の業務コスト削減効果であった。
	本件は、先行するオープンソース系システムの活用、共通基盤上のシステム構築等によって、経費削減の効果を上げた事例であり、今後、他のシステムを導入する際にも、本件を参考にして積極的に同様の手法を検討すべきである。	他のシステムを導入する際には、先行するオープンソース系システムの活用や共通基盤上のシステム構築等の手法を採ることができないか、等の観点から調達管理委員会において積極的に検討を行う。
	今後の本システムの改修、新規機能の追加については、少なくとも、競争入札とした場合の具体的な開発・導入経費の試算による検証をした上で、一者随意契約によるか否かを検討すべきである。仮に、簡易公募型プロポーザル方式によるとしても、従前のプロポーザルの経緯等を検証し、少なくとも複数の業者の公募を得て、実質的なプロポーザルがなされるように、より一層、運営を工夫すべきである。	これまでの契約方式を見直し、平成24年度の改修については、競争入札を実施した。
総務事務システム	本システムの導入によって所期の業務コスト削減効果を達成していると認められるので、今後とも、本システムを適切に運用することによって、更なる業務コスト削減効果を達成することが期待される。	期待に応えられるよう、引き続き適切な運用を行う。
	本件は、先行するオープンソース系システムの活用等によって、経費削減、開発・導入期間の短縮等の効果を上げた事例であり、今後、他のシステムを導入する際にも、本件を参考にして積極的に	他のシステムを導入する際には、本システムと同様、先行するオープンソース系システムが活用できないか、等の観点から調達管理委員会において積極的に検討を行う。

	に同様の手法を検討すべきである。	
	今後の本システムの改修、新規機能の追加については、少なくとも、競争入札、プロポーザル方式による随意契約とした場合の具体的な開発・導入経費の試算による検証をした上で、一者随意契約によるか否かを検討すべきである。	平成24年度の改修については、システム開発業者に加え、運用保守業務の実績のある者等を含めた3者から見積りをとり、業者選定を行った。
県立文学書道館収蔵品管理システム	本件は、オープンソース系システムへの切り替えが比較的成功的な事案と評価できるので、今後、他の既存のシステムを再構築する際にも、本件を参考にして積極的にオープンソース系システムへの切り替えを検討すべきである。	<p>本県では、全庁的な業務・システム最適化を推進するとともに情報システムの調達に関する課題を解決し、情報システムの品質向上と効率的なICT投資を図ることを目的として、平成19年度に「徳島県情報システム調達指針」を策定している。</p> <p>この中で、情報システム調達に関する基本方針の一つとして、情報システムの調達に当たっては、原則として、特定事業者の独自技術に依存しないオープンな技術仕様（オープンソースソフトウェア等）を積極的に採用することを掲げ推進してきたことにより、本件事例のように様々なシステムでオープンソース化を実現してきたところである。</p> <p>今後も、全庁における情報システム調達事例の情報共有及び活用に努めるとともに、他の既存システムの再構築の際には、本件を参考にして、オープンソース系システムへの切り替えができないか、等の観点から調達管理委員会において積極的に検討を行う。</p>
	機器の調達についても、ハードにつき、ソフトと分割して一般競争入札の方式によったこと、調達の形態につき、複数年度にわたるリースによったことは、他の事案の参考とすべきである。	<p>「徳島県情報システム調達指針」の中で、ライフサイクルの各段階に応じた遵守事項を定めており、これに基づき、本件事例のように一般競争入札の実施やハードの調達形態を複数年度にわたるリース契約にするなどの経費削減を実現してきたところである。</p> <p>今後も、全庁における情報システム調達事例の情報共有及び活用に努めるとともに、機器調達の際には、本件を参考にして、一般競争入札や複数年度にわたるリース契約などにより経費節減ができないか、等の観点から調達管理委員会において積極的に検討を行う。</p>
大気汚染監視テレメータ・システム	本システムは、法令に基づき導入され、基本的には、他の自治体等のものと共通しており、大部分は汎用性を有すると考えられることに鑑みて、担当課の主張にかかる国への要望を行うとともに、今後のシステムの更新に向けて、他自治体との共同開発、共同利用等について、その課題を整理した上で、積極的に検討していくべきである。	<p>これまでに、都道府県・政令指定都市大気環境・水環境主管課長会議（平成24年5月21日 環境省主催）において国による基本システムの作成及び配布について要望するとともに、「環境大気自動測定機のテレメータ取り合いの共通仕様に係る検討業務」（環境省委託業務）を行っている公益社団法人 日本環境技術協会からのシステムに関するアンケート調査においても要望を行った。</p> <p>今後も、機会を捉えて国への要望を行う。</p>

		<p>なお、他自治体との共同開発、共同利用等については、課題を整理する。</p>
	<p>本システムの運用・保守業務については、今後は、対象業務を真に必要なものにと絞った上で、具体的な業務内容に基づき適正額を算定した上で、業者と価額を交渉し、場合によっては複数年度契約の導入によって、単年度当たりの単価を下げるべきである。</p>	<p>平成24年度運用・保守契約は、これまでの臨時保守点検等実績を考慮し、あらためて対象業務を必要性があるものに絞り、契約単価を下げた。 また、今後も、実績から対象業務の適正額を算定し、業者と価格交渉を行う。</p>
	<p>また、運用・保守業務につき、今後、契約額を適正に算定するために、臨時保守点検、故障時の修補等についても、業者から検証可能な報告書を徴求するべきである。</p>	<p>臨時保守点検、故障時の修補等について、検証可能な詳細な業務内容を記した報告書を徴収することとした。</p>
介護保険事業者及び介護支援専門員管理システム	<p>本システムの運用・保守業務につき、他の都道府県と提携し、厚生労働省に対して現状の問題点を指摘して事態の改善を求める等の措置を講じつつ、今後、契約形態を一般競争入札に改めることを積極的に検討すべきである。</p>	<p>意見を受けて一般競争入札に改めることを積極的に検討していたところ、平成25年度から本システムの運用サーバはクラウド化（厚生労働省に設置したサーバによる一括集約システム）されることになり、これに伴って都道府県サーバも撤去されるため、運用・保守業務は終了予定である。</p>
	<p>また、対象業務につき、真に必要なものに限るべく精査を行い、契約額の大幅な減額を図り、場合によっては複数年度契約の導入によって、単年度当たりの単価を下げるべきである。</p>	<p>意見を受けて一般競争入札に改めることを積極的に検討していたところ、平成25年度から本システムの運用サーバはクラウド化（厚生労働省に設置したサーバによる一括集約システム）されることになり、これに伴って都道府県サーバも撤去されるため、運用・保守業務は終了予定である。</p>
工事基礎情報管理システム	<p>ベンダーロックインの解消に向けた検討が必要である。現行システムにおいてベンダーロックインの状況から逃れられないことが事実であるとしても、最大限の委託契約の減額に向けて努力する必要がある。</p>	<p>平成24年度の契約においては、業務の一部を担当職員で対応することとし、委託金額の削減に努めた。 なお、次期システムの開発においては、特定事業者の独自技術に依存しないオープンソースの採用など、ベンダーロックインの解消に向けた検討を行う。</p>
	<p>運用・保守業務のうち、金額が固定化されている委託部分について、担当課内で作業が可能な業務を増やす、運用・保守の実績によっては委託業者と価格交渉するといった委託金額削減の更なる努力が必要である。</p>	<p>平成24年度の契約においては、委託業者と協議を重ね、担当課内で作業が可能な業務を抽出し、仕様変更の業務の一部について、担当職員で対応することにより、更なる委託金額の削減に努めた。</p>
電子入札システム	<p>運用・保守契約について、開発業者以外の業者に運用・保守業務を委託することができないのか、再度具体的に検証する必要がある。仮に、開発業者のみと一者随意契約を繰り返すことがやむを得ないのであれば、契約金額の最大限の削減に努力すべきである。</p>	<p>現在の電子入札システムの運用・保守契約は、平成21年度のシステム更新にあたり、SaaS型契約へ移行するとともに、地方自治法に基づく平成21年度～26年度の5年間の長期継続契約を締結しており、開発コストの単年度集中の軽減や契約金額の削減を図っている。 平成26年度の次期契約締結時には、契約金額の更なる削減が図れるよう、ソフトウェア利用料の検証等を行う。</p>

	<p>SaaS型契約について、その内訳を把握できていないため、契約金額の妥当性の検証ができていない。このような状況を放置すると、今後の契約金額の交渉において著しく不利になる可能性もある。少なくとも各ソフトウェアの利用料等の内訳を早急に入手し、検討する必要がある。</p>	<p>現在の契約は、長期継続契約となっているが、次期契約締結に向け、ソフトウェアの利用料等の内訳を入手するとともに、委託業者と協議を重ね、その内容の妥当性について検証をする。</p>
	<p>他の市町村との共同利用等を促進すべきである。</p>	<p>平成24年度より新たに1市が本運用を開始し、7市で共同利用が行われている。今後とも、各市町村との共同利用の促進に努める。</p>
道路情報システム	<p>運用・保守の委託にあたり、既存システムの内容把握に多大な時間とコストを要するかについても、開発・導入以外の業者の参入を広く認めた上で競争の中で検討判断されるべき事柄であり、当初から1社に絞り込んで交渉する手法によるのは適当でない。</p>	<p>指摘を受けた道路情報システムの保守・管理については、平成23年度に新システムの開発により、平成24年度からは従来のような業者による保守・管理の業務を必要としないシステムとした。</p>
	<p>仮に、技術的、費用的観点から、開発・導入業者に運用・保守を委託せざるを得ないのであれば、開発・導入時において、その後長期間に及ぶ運用・保守を当該業者に委託せざるを得ない事態をも視野に入れて、開発・導入契約の委託先業者の選定、契約条件の検討を行う必要があったといえる。</p>	<p>指摘を受けた道路情報システムの保守・管理については、平成23年度に新システムの開発により、平成24年度からは従来のような業者による保守・管理の業務を必要としないシステムとした。</p>
	<p>導入後の長期間に渡る運用・保守を特定業者に委託せざるを得ないシステムの開発・導入にあたっては、その重大性に鑑み、対象となる業者が多数入札に参加し、競争原理が十分に実効性をもって働く状況を生み出す工夫が求められる。</p>	<p>指摘を受けた道路情報システムの保守・管理については、平成23年度に新システムの開発により、平成24年度からは従来のような業者による保守・管理の業務を必要としないシステムとした。</p>
土砂災害警戒システム	<p>システムを開発した大手ベンダーによる囲い込みの回避に成功した好例であるが、指名基準の策定・公表、指名業者・落札結果の公表を行うなど、指名競争入札の透明性を可能な限り高める検討も行われるとなおよいと思われる。</p>	<p>徳島県入札情報サービスにおいて、入札参加者・落札者・落札金額等の入札結果を公表し、指名競争入札における透明性の向上に努めている。</p>
	<p>およそ防災が関連する事業は一切の費用対効果の測定をすべきでないとはいえないのだから、可能な限り、費用対効果やシステムの有効性、更なる合理化の余地について検討が行われるべきである。</p>	<p>台風時等に气象台と共同で発表する「土砂災害警戒情報」は、住民の避難行動に活用されている。今後、発表地域内において発生した土砂災害の捕捉率等を分析し、システムの有効性の検討に努める。また、費用対効果については、このようなソフト対策事業に対する分析手法が確立されていないため、今後、国の動向を見ながら研究を進める。</p>
	<p>再委託については、再委託する業務の内容と全体に占める金額割合等から、やむを得ない面があるが、再委託金額の全体に占める割合等の今後の推移については注視する必要がある。</p>	<p>再委託に関しては、業務の主たる部分の再委託は認めないこととするとともに、委任（下請負）承諾申請書及び再委託先との委託契約書により業務分担範囲を確認し、業務割合と業務における責任の所在を確認する。</p>
財務会計システム	<p>新システム導入にあたっては、開発業者による縛りをなくし、</p>	<p>新システムでは、オープンソースを活用し、ライセンス費用を</p>

	価格競争を取り入れるとともに、運用・保守業務作業の簡素化・効率化、さらには、担当課においても処理可能な業務については、システムに習熟することにより作業を行う等、委託金額の削減を図るべきである。	削減するとともに、構築・導入したパッケージにおいても、仕様の公開とともに、使用権、複製権、翻案権を取得している。 平成25年1月からの業務運用にあたっては、担当職員による処理範囲を拡大し、委託金額の削減を図る。
県立中央病院電子カルテグリッドシステム	結果的に諸般の事情から当該開発関連業者に運用・保守を委託せざるを得ない場合も存すると思われるが、そのような場合こそ、契約内容や仕様の細部まで検証し、契約条件について緻密な交渉を重ねることが肝要である。	平成24年度の本システムの運営支援の契約に当たっては、作業内容を再確認し、その一覧を作成することにより仕様を検証した。
	徳島県の取組みの一つの成果として確立された審査システムを活用しない合理的理由はないから、病院局においても、調達管理委員会の審査を受けるか、あるいは同委員会ないし情報システム課等と協力して病院局独自の審査システムの改善を行うなど工夫をして、情報システムの調達に関する審査の充実を図るべきである。	汎用的な情報システムの調達については調達管理委員会の審査を受けるほか、病院局における審査の場において情報システム課の職員にオブザーバー参加を依頼するなど、情報システムの調達に関する審査の充実を図ることを目的とした徳島県病院局情報システム調達審査要領を平成24年10月に制定した。 同要領に基づき、 ①事務用パソコン購入（平成24年11月審査） ②徳島県病院局財務会計システム構築（平成24年11月審査） ③徳島県立3病院LAN運用保守（平成24年12月審査） の予算要求について調達管理委員会の審査を受けた。 なお、①、②については平成25年度の執行前にも同委員会の調達前審査を受けることになる。 また、海部病院における電子カルテシステムの新規機能追加に当たっても、情報システム課の職員が徳島県病院事業医療器械等購入審議会にオブザーバー参加し、審査を行った。
県立三好病院総合医療情報システム（ソフトウェア等）保守業務委託	運用・保守について、開発業者に委託することが有利であるとの理由で一者随意契約の方式によりつつ、形式的には、開発業者と異なる業者に委託する場合には、契約上、当該業者が情報の利用及び著作権の行使等に関して開発業者と同様の責務を負うことを担保するための配慮、たとえば、契約書に特別の条項を設けるか、別途の差入書を徴求することなどが必要である。	平成24年度から開発業者と異なる業者に運用・保守業務を委託する場合には、差入書を徴求することにより当該業者が情報の利用や著作権の行使等に関して開発業者と同様の責務を負うことを担保した上で、契約の締結を行った。
	いずれにせよ、開発後の運用・保守を当該開発業者に委託するのであれば、将来発生が見込まれる運用・保守のコストが一定範囲に収まることを契約上も担保することが望ましい。たとえば、開発・導入の契約を保守込みの契約内容とし、かつその契約期間も長期間とすることで運用・保守の費用を低減化するなどの方法等が考えられる。	今後導入するシステムにおいては、開発・導入と保守を一括で入札することによって費用低減等の効果が期待できるか否かを検討の上、最善であると認められる方法により調達を行う。
	本システムの開発・導入において、入札参加者が実質1社にとどまった原因を分析するとともに、今後、入札、とりわけこのような大型の案件の入札を実施するに当たっては、広く多数の者が参加して実質的な競争が確保されるよう、入札の周知の方法等を	今後のシステム調達に際しては、他の病院との共同調達を実施するなど、競争性の確保に努める。

	<p>工夫するよう努めることが求められる。病院の立地条件等から競争が成立しづらい構造が存在するのであれば、他の病院と一括発注できる状況（システムの共通化など）を整備するといった抜本的な対応が求められる。</p>	
	<p>病院局においても、調達管理委員会の審査を受けるか、あるいは同委員会ないし情報システム課等と協力して病院局独自の審査システムの改善を行うなど工夫をして、情報システムの調達に関する審査の充実を図るべきである。</p>	<p>汎用的な情報システムの調達については調達管理委員会の審査を受けるほか、病院局における審査の場において情報システム課の職員にオブザーバー参加を依頼するなど、情報システムの調達に関する審査の充実を図ることを目的とした徳島県病院局情報システム調達審査要領を平成24年10月に制定した。</p> <p>同要領に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事務用パソコン購入（平成24年11月審査） ②徳島県病院局財務会計システム構築（平成24年11月審査） ③徳島県立3病院LAN運用保守（平成24年12月審査） <p>の予算要求について調達管理委員会の審査を受けた。</p> <p>なお、①、②については平成25年度の執行前にも同委員会の調達前審査を受けることになる。</p> <p>また、海部病院における電子カルテシステムの新規機能追加に当たっても、情報システム課の職員が徳島県病院事業医療器械等購入審議会にオブザーバー参加し、審査を行った。</p>
<p>徳島県教育情報ネットワーク</p>	<p>所内における機器のリースについて、一般競争入札を行うことにより、契約金額を大きく減額したことについては評価できるが、入札業者が1社に留まったことについては、さらに調査、分析が必要である。</p>	<p>入札業者が1社に留まった経緯等について、調査等を行った。御意見の趣旨を踏まえ、機器更新等の際には、一般競争入札のメリットが最大限発揮できるよう、今後とも適正な事務執行に努めたい。</p>
<p>文化の森全館情報、各館業務システム</p>	<p>施設管理に関するシステムについては、他の類似するシステムも存在すると考えられ、運用・保守契約について、開発業者のみと一者随意契約を繰り返すことが適正な対応であるとはいえない。契約方式を変更することができないか、検討する必要がある。</p> <p>常駐SEの契約金額について、他のシステムにおける契約事例等を参考にする等の方法により、減額を検討すべきである。</p> <p>後方支援、運用支援といった内容の契約について、その必要性、一本化による契約金額の減額について検討すべきである。</p>	<p>意見のあった業務システムは、情報提供のプロセスが非常に複雑であること、またシステム構築完了後も仕様変更の必要性が生じればシステム全体の構成を洗い直す必要があり開発と運用は密接な関係にあること、不具合発生時には迅速な対応が求められることから、運用保守契約は開発業者と随意契約をしている。</p> <p>次回システム更改時には、運用保守の内容や契約方法について他の類似するシステムも参考にし、幅広く検討する。</p> <p>常駐SEの契約金額については、「積算資料」の単価を基に積算し、ICT推進本部調達管理委員会の審査・承認を得るなど、適正な事務執行を行っている。平成23年度においては、作業工数の見直しを行うなど、費用の縮減に努めた。</p> <p>今後も他のシステムにおける契約を参考にし、常駐SEの契約金額の縮減に努める。</p> <p>それぞれ業務の内容が異なっているため別契約としている。契約の一本化、契約金額の減額に向け、業務内容の整理を検討していく。</p>

	<p>機器の更新に関して、一般競争入札を行っても、現状、業務を委託している業者しか入札業者がなかった要因について、調査、分析を行い、他の業者が参入できるシステムの構築を検討すべきである。</p>	<p>平成23年度において、システム更改に際して委託業者以外の業者が参入しやすいよう入札仕様書等を作成した。しかしながら、高度なシステム連携処理や各館固有の仕様の反映が必要であること、費用を削減するため、既存のシステムをベースとした仕様となったことから、結果として業務を委託している業者しか参加しなかったものである。次回システム更改の際には、他システムも参考にし、多くの業者が参加できるよう入札仕様の内容を検討する。</p>
日本語ワードプロセッサ等ソフトウェア	<p>本システムの購入を調達管理委員会による各種審査手続の対象外と解釈、運用している点は誤りである。担当課においては、情報関連機器の調達に関係する関連内規を正確に理解した上で、これを遵守することが求められる。</p>	<p>徳島県ICT推進本部調達管理委員会運営要領に基づき、予算要求額が100万円以上のソフトウェアを調達する場合は、調達管理委員会の審査を受けることとした。</p>
	<p>警察庁の大ロライセンスによる調達も重要な一手段と位置付けつつも、そのみによるのではなく、徳島県の定める審査手続を履践し、その過程でオープンソースソフトウェアの導入についても、十分検討を重ねるべきである。</p>	<p>オープンソースソフトウェアを導入する場合における、捜査情報の流失・漏洩等、セキュリティ上の具体的なかつ現実的な危険性についての検討を重ねることとした。</p>
警察情報管理システム	<p>本件サーバ装置等も情報関連機器であることに争いはないから、調達管理委員会の審査対象外と解することはできない。担当課においては、情報関連機器の調達に関係する関連内規を正確に理解した上で、これを遵守することが求められる。</p>	<p>徳島県ICT推進本部調達管理委員会運営要領に基づき、予算要求額が100万円以上のサーバ装置等を調達する場合は、調達管理委員会の審査を受けることとした。</p>
総論（1）	<p>(1) 一者随意契約、ベンダーロックインについて 一部のシステムにつき、オープンソース化を実現している点で一定の評価ができるが、それ以外のシステムについても、オープンソース化を実現したシステムの事例を参考にして、以下の観点に基づき、今後とも積極的にオープンソース化に取り組んでいくなど、一者随意契約、ベンダーロックインの状況を解消するための不断の努力を重ねるべきである。</p> <p>ア 他業者に対する発注の可否についての精査 当該システムの開発業者以外に運用・保守を発注することができないかどうかについて、プログラムを含めた当該システムの具体的内容や著作権等の権利の帰属に関する契約条件の内容を個々具体的に精査すべきである。その際、システム開発時の契約上開示し得るプログラム情報等ができる限り広範に開示して競争入札等を実施し、その結果により判定することがより望ましい（市場による判断）。</p> <p>イ 特定業者との更なる交渉、契約条件の見直し 上記アの精査を経た上で、なお競争契約を行うことができないとの結論に至った場合には、契約条件が当該業者に</p>	<p>「徳島県情報システム調達指針」の中で、情報システム調達に関する基本方針として、情報システムの調達に当たっては、原則として、特定事業者の独自技術に依存しないオープンな技術仕様（オープンソースソフトウェア等）を積極的に採用すること等を掲げ推進してきたことにより、様々なシステムでオープンソース化を実現するとともに、保守運用経費の大幅な削減を達成してきたところである。</p> <p>今後もオープンソース系システムの導入に積極的に取り組むとともに、一者随意契約、ベンダーロックインの状況を解消するため、調達管理委員会での個別システムの調達審査等において、</p> <p>ア 他業者に対する発注の可否についての精査 イ 特定業者との更なる交渉、契約条件の見直し ウ 競争が実現できる状態の確保 エ 既にベンダーロックインされているシステムへの対処</p> <p>などの観点から審査を行うほか、これまで経験して得られた知識やノウハウを蓄積・活用することにより、継続的なICTガバナ</p>

	<p>とって有利に偏りがちになるというベンダーロックインの危険性を十分に認識した上で、契約条件や仕様の細部まで精査して、緻密な交渉を行うべきである。</p> <p>ウ 競争が実現できる状態の確保 競争が成立する状態を実現するために、次の方法を検討すべきである。</p> <p>(ア) ベンダーロックインされないシステムの構築 ハードウェアについては汎用性のある部品等で構成し、ソフトウェアについてもオープンソース系のものを活用することで、特定の開発業者によって囲い込まれないシステムを構築して、ベンダーロックインを回避する方法によることができないかどうかを十分に検討すべきである。</p> <p>(イ) 導入後の運用・保守を契約条件とする競争入札の実施 開発業者以外の業者に運用・保守を委託することができない例外的な場合に当たるといわざるを得ない場合には、次善の策として、将来の運用・保守業務も当初の開発・導入時の契約条件に組み込み、運用・保守の委託も競争に晒すことで、弊害を一定程度緩和すべきである。</p> <p>エ 既にベンダーロックインされているシステムへの対処 契約条件について、更なる交渉の余地がないかどうかを検討すべきである。 同時に、仮にオープンソース系の新システムに移行した場合や運用・保守込みの新システムに移行した場合に発生する開発・導入コストを試算し、現行システムを継続した場合と比較して顕著に有利になる見込みが立てば、システムの切替えを検討すべきである。</p>	<p>ンスの確保に努める。</p>
<p>総論（２）</p>	<p>(2) 入札における実質的な競争の機会の確保について 競争入札を実施したにもかかわらず、参加者・応札者が1, 2社に留まり、広く競争の機会が確保されたかどうかの判定が困難な事例については、広く多数の者が参加するのに支障となる事情がなかったかどうか、すなわち、①プログラムの公開は十分に実施できていたか、②旧システムの内容等を引きずり、これに過度に拘束されるような開発・導入の委託内容で入札を実施していないか、③新規参入の意欲を有する者が安心して入札に参加できる情報の公開がなされていたか、④新規参入が行いやすい業務内容とするために委託する契約が適切に統合され、または、切り分けられて入札に付されたか、⑤それらを十分に検討して入札に適する準備が整った段階で入札を実行したか、といった諸々の点を検証し、今後の</p>	<p>競争入札の実施にあたっては、透明性、公平性及び競争性の観点から、システム所管課はもとより、一定額を超える調達については、調達管理委員会での審査も行い、適正に行ってきたところである。 このため、結果的に参加者・応札者が少数に留まったとしてもやむを得ないものと考えているが、今後はなお、調達管理委員会において個別システムにおける入札結果についても情報を集約・共有し調達審査や指導に活かしていくことにより、入札における実質的な競争機会の確保に努める。</p>

	<p>入札において、実質的な競争の機会を確保するように努めるべきである。</p>	
<p>総論（３）</p>	<p>(3) 調達管理委員会における更なる審査機能の拡充と活用場面の拡大について</p> <p>ア 現在、審査が実施されていない部局における審査システムの活用 地方公営企業や病院事業における情報システムについても、今後は、調達管理委員会において、真に「事業固有の専門性の高い情報システム」に該当するか否かを審査の上、個別システム毎に審査の対象とするか否かを精査すべきである。 また、「事業固有の専門性の高い情報システム」についても、調達管理委員会の審査の対象としたり、調達管理委員会、情報システム課の支援、協力を得て、その審査の手法を盛り込むことによって、実質的に調達管理委員会におけるのと同様の審査の水準を確保したりすることによって、審査等のより一層の充実・改善を図るべきである。</p> <p>イ 審査対象契約の拡大 審査対象につき、効率性、経済性という観点から一定の基準を設けること自体はやむを得ないとしても、例外的に審査を要する特別の事情が認められるときは、審査の対象とするなど、運営の改善を工夫するべきである。</p> <p>ウ 検討過程の可視化による事後的な検証可能性の確保 事案の内容に応じて、特に検討過程に関する審査記録を充実させるなど、検討過程を目に見える形で記録して（可視化）、事後的に審査の是非を検証できるようにするべきである。</p>	<p>調達管理委員会における審査機能の拡充と活用場面の拡大について、</p> <p>ア これまで、地方公営企業や病院事業のシステム調達においては、管理者の責任の下、設置の目的たる事業固有の専門性の高い情報システムの開発・更新等について、審査の対象外としてきたところである。 平成24年度からは、個別システム毎に調達管理委員会の審査対象とするか否かを、各地方公営企業等管理者の意見を踏まえ精査し、汎用的な情報関連機器の調達については調達管理委員会の審査対象とした。 また、調達管理委員会の審査対象としない事業固有の専門性の高い情報システムの調達については、各地方公営企業等管理者が独自に実施する審査会において調達管理委員会と同様の審査水準が確保されるよう、平成24年度から徳島県病院事業医療器械等購入審議会に情報システム課職員がオブザーバー参加するなど、調達管理委員会や情報システム課が支援・協力を行うこととした。</p> <p>イ 審査対象契約の拡充については、既に平成23年度から運用保守契約のうち審査対象となる契約について、契約金額を500万円から300万円に引き下げ、審査対象を拡充したことにより、全ての情報システムにおける運用保守経費の9割以上をカバーしているところである。 平成25年度に実施する審査からは、さらに審査対象を拡大し、契約金額が300万円未満の運用保守契約であっても、調達管理委員会において特に必要と認められる場合（例えば、契約金額が100万円を超える委託契約のうち、具体的な検証が行われず連続3年以上同一業者と随意契約が繰り返されている場合等）は、審査の対象とする。</p> <p>ウ 検討過程の可視化による事後的な検証可能性の確保については、これまでの調達審査により得られた知識やノウハウを蓄積・活用し、今後の調達審査に反映させるという観点からも非常に有効であることから、平成24年度からは、審査前段階における検討過程についても審査記録として整理し、事後的な検証を可能とした。</p>